

○ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年 3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 事業の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要綱第2の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第2の1の水利施設整備事業(別紙1の第2の<u>12簡易整備型</u>を除く。)又は要綱第2の2の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。)要領別表1の事業区分の欄の1の事業(以下「防災減災事業」という。)とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領別紙2から10まで及び別紙17から19までに定めるところによるものとする。</p> <p>5 本事業で実施する事業のうち、新設事業(農業用排水施設の新設)及び更新事業(農業用排水施設の変更又は廃止)の分類は別表1のとおりとする。</p> <p>6 本事業で実施する事業内容の詳細は別表2及び別表<u>6</u>のとおりとする。</p> <p>7 (略)</p> <p>第5 事業の申請</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 別表2の6の農業構造転換特別対策事業を行おうとする都道府県知事は、当該事業の実施を希望する年度の前年度の11月</u></p>	<p>第2 事業の内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 要綱第2の農村振興局長が別に定める事業とは、要綱第2の1の水利施設整備事業(別紙1の第2の<u>11簡易整備型</u>を除く。)又は要綱第2の2の畑地帯総合整備事業と一体となる農業水利システムの範囲で実施する農村地域防災減災事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「防災減災要領」という。)要領別表1の事業区分の欄の1の事業(以下「防災減災事業」という。)とする。なお、本事業で実施する防災減災事業の運用については、防災減災要領別紙2から10まで及び別紙17から19までに定めるところによるものとする。</p> <p>5 本事業で実施する事業のうち、新設事業(農業用排水施設の新設)及び更新事業(農業用排水施設の変更又は廃止)の分類は別表1のとおり。</p> <p>6 本事業で実施する事業内容の詳細は別表2及び別表<u>5</u>のとおり。</p> <p>7 (略)</p> <p>第5 事業の申請</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

末日までに、別紙1の別記様式第17号による農業構造転換推進計画を添付の上、別紙1の別記様式第18号による農業構造転換特別対策事業実施承認申請書（以下「対策費承認申請書等」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して当該事業を実施しようとする場合においては、都道府県知事は、予備費又は補正予算が成立した後、遅滞なく対策費承認申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

6 地方農政局長等は、5の規定による対策費承認申請書等の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の実施を承認すべきものと認めたときは、速やかに都道府県知事に対し、別紙1の別記様式第19号の農業構造転換特別対策事業実施承認通知書により、承認した旨を通知するものとする。

(新設)

第11 その他

1～7 (略)

8 水土里ビジョン(土地改良法第57条の11第1項に規定する連携管理保全計画をいう。以下同じ。)の策定地区については、都道府県知事による水土里ビジョンの認可前であっても、関係者(土地改良法第57条の14第1項に規定する協議会が組織されている場合は協議会、協議会が組織されていない場合は同法第57条の11第4項に規定する関連施設の管理者及び関係市町村長)との協議の上、保全すべき施設を水土里ビジョンに位置付けることが確実と見込まれる場合であれば、本事業を実施できるものとする。

第11 その他

1～7 (略)

(新設)

別記1（事業の実施に係る共通運用）

第2 附帯事業に係る共通事項

別表2に掲げる区分の欄の2から6までの事業に係る取扱いは以下のとおり。

1・2 （略）

3 農業経営高度化支援事業

(1) （略）

(2) 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から、集積地域整備計画、活性化計画、別紙1の第6の9に定める作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画（以下「作付転換整備計画」という。）又は別紙2の第6の3及び第6の4に定める畑作物等導入促進土地改良整備計画（以下「導入促進整備計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(3) ・(4) （略）

(5) 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

（削る。）

別記1（事業の実施に係る共通運用）

第2 附帯事業に係る共通事項

別表2に掲げる区分の欄の2から5までの事業に係る取扱いは以下のとおり。

1・2 （略）

3 農業経営高度化支援事業

(1) （略）

(2) 指導事業は、生産基盤整備事業等の開始年度の前々年度から、集積地域整備計画、活性化計画、別紙1の第6に定める作付転換・作付地集団化促進土地改良整備計画（以下「作付転換整備計画」という。）又は別紙2の第6の3及び第6の4に定める畑作物等導入促進土地改良整備計画（以下「導入促進整備計画」という。）に定める目標年度まで実施することができるものとする。ただし、生産基盤整備事業等の完了後にあつては、調査・調整事業又は耕地利用高度化推進事業を実施する場合に限って実施することができるものとする。

(3) ・(4) （略）

(5) 農業経営高度化促進事業の実施に当たっては、以下のとおりとする。

ア 産地形成促進事業

(ア) 高収益作物の作付面積の増加に資するものとなるよう配慮するものとする。

(イ) 産地形成促進事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務

ア 産地形成支援事業

(ア) (略)

(イ) 産地形成支援事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする。

なお、産地形成支援事業を実施する地区の農地については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益

次官依命通知。)第2の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入促進事業(以下「国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)」という。以下同じ。)の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。)の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする

ただし、畑作物に軸足を置いた汎用化をした部分の農地については、生産基盤整備事業又は国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)の完了年度の翌年度から起算して5年間は経営所得安定対策等実施要綱のIVの第2の1の(6)の①に定める戦略作物助成の交付申請ができることとする。なお、「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、地域で合意された営農計画に基づき、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をいう。

イ 産地形成支援事業

(ア) (略)

(イ) 産地形成支援事業を実施する地区の農地(畑作等推進支援水利再編型においては畑作物等に転換する農地)については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度以降は、経営所得安定対策等実施要綱の別紙1に定める水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外することとする。

なお、産地形成支援事業を実施する地区の農地(畑作

作物又は畑作物等の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(6)の③に定める畑地化促進助成及びⅣの第2の4に定める畑地化促進事業の交付申請ができることとする。(ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知)に基づく産地推進計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする。)

イ (略)

(6)～(7) (略)

4 (略)

5 農業構造転換特別対策事業

農業構造転換特別対策事業の実施に当たっては、農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

なお、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあつては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア 次に定める要件を全て満たすこと。

等推進支援水利再編型においては畑作物等に転換する農地)については、生産基盤整備事業の完了年度の翌年度から高収益作物又は畑作物等の導入の目標年度までの間、経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(6)の③に定める畑地化促進助成及びⅣの第2の4に定める畑地化促進事業の交付申請ができることとする。

(ただし、水田農業高収益化推進計画のうち産地推進計画(水田農業高収益化推進計画の策定について(令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号農林水産省生産局長、農村振興局長及び政策統括官通知)に基づく産地推進計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた高収益作物を目標年度までに導入する場合は、産地交付金における高収益作物に係る助成について、導入年度から5年間にわたって、交付可能とする。なお、戦略作物助成についてはアと同じ。)

ウ (略)

(6)～(7) (略)

4 (略)

(新設)

(ア) 別表 2 の 1 生産基盤整備事業の事業種類の欄の (1)、(3) から (5) までに掲げるものであって、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行うものに係る受益面積 (以下「対策費の対象面積」という。) に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が 1 ヘクタール以上となる農用地の面積の割合 (以下「1 ヘクタール割合」という。) が 1 / 2 以上であること。

(イ) 別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積に占める担い手の経営等農用地の面積の割合 (以下「対策費部分集積率」という。) が 85 パーセント以上となること。

(ウ) 別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合 (以下「対策費部分集約化率」という。) が 80 パーセント以上となること。

イ 傾斜地 (受益地域内の勾配が 1 / 100 以上の地域をいう。以下同じ。) であって、次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 対策費の対象面積に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が 50 アール以上となる農用地の面積の割合 (以下「50 アール割合」という。) が 1 / 2 以上であること。

(イ) 別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費部分集積率が 85 パーセント以上となること。

(ウ) 別記様式第 16 号農地集積促進計画に定める目標年度において、対策費部分集約化率が 90 パーセント以上と

なること。

第3 助成

1～5 (略)
(削る。)

6・7 (略)

8 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費又は国営かんがい排水事業（農地集積促進型）の対象事業費に別表3に示す助成割合を乗じた額とする。

9～10 (略)

11 (略)

12 農業構造転換特別対策事業の助成の限度額は、次のとおりとする。

(1) 別表4の区分の欄1又は2に規定する事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄1又は2に規定する事業の実施期間における各年度の当該補助事業費に係る額に、同表の助成割合の欄に示す割合を乗じた額とする。

第3 助成

1～5 (略)

6 農業経営高度化促進事業のうち産地形成促進事業の助成は、生産基盤整備事業等を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の完了年度の翌年度から導入促進整備計画に定める目標年度までにおいて、国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）と一体的に実施する場合にあっては、国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）の完了年度の翌年度から産地形成促進事業計画に定める目標年度までにおいて行うものとする。

7・8 (略)

9 農業経営高度化促進事業の助成の限度額は、生産基盤整備事業等の総事業費又は国営かんがい排水事業（高収益作物導入促進事業）若しくは国営かんがい排水事業（農地集積促進型）の対象事業費に別表3に示す助成割合を乗じた額とする。

10～11 (略)

12 (略)

(新設)

(2) 別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合にあつては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄3に規定する事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額に、同表の助成割合の欄に示す割合を乗じた額とする。

この場合において、農業構造転換特別対策事業の助成は、別紙1の第8の6に基づく達成状況報告により同表の区分の欄3の基準のうち農地中間管理権の設定等に係る基準が達成されていることを確認した年度の翌年度から、当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日を含む年度までの期間内において実施するものとする。

(3) 別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合であつて、別紙1の第8の6に基づく達成状況報告により同表の区分の欄3の基準を達成しないことが事実と見込まれる場合にあつては、同表の基準の欄に掲げる基準のうち当該地区において達成している基準に応じた助成割合を用いて、(2)の規定を準用して助成するものとする。なお、同表の注4の規定に留意するものとする。

13 中心経営体農地集積促進事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあつては、12の(1)中「総事業費」とあるのは、「総事業費から、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額を控除した額」とする。

第4 その他

1 第3の8及び9の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業の総事業費又は国営かんがい排水事業(農地

(新設)

第4 その他

1 第3の9及び10の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業の総事業費又は国営かんがい排水事業(農地

集積促進型)の対象事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

2 (略)

3 別表2の農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(10)の予算措置は令和12年度までとする。

4 農業水利施設省エネルギー化支援事業の採択期間は、令和11年度までとする。ただし、採択期間中に当該事業の実施に向け、国営事業にあつては調査等に着手した場合、その他の事業にあつては国庫補助事業に着手した場合、令和12年度以降であっても採択できるものとする。

5 農業構造転換特別対策事業は、令和11年度末までに要綱第7の2の採択が行われた地区において実施できることとする。

別記2

1～2 (略)

3 対策費

4 調査・調整費

別表2 事業内容

1～3 (略)	(略)	(略)	
4 農業経営高度化支援事業	(1) (略) (2) 農業経営高度化促進事業	(略)	

集積促進型)若しくは国営かんがい排水事業(高収益作物導入促進事業)の対象事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

2 (略)

3 別表2の農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の(10)の予算措置は令和7年度までとする。

4 農業水利施設省エネルギー化支援事業の採択期間は、令和5年度から令和7年度までとする。ただし、採択期間中に当該事業の実施に向けた調査等に着手した場合には、令和8年度以降であっても採択できるものとする。

(新設)

別記2

1～2 (略)

(新設)

3 (略)

別表2 事業内容

1～3 (略)	(略)	(略)	
4 農業経営高度化支援事業	(1) (略) (2) 農業経営高度化促進事業	(略)	

	(削る。)	(削る。)	(削る。)		ア 産地形成 促進事業	高収益作物の導入・ 促進に向けた支援	高収益作物導入促進型、畑地帯総合整備型※1、畑地帯総合整備中山間地域型※1に限る
	ア 産地形成 支援事業	① (略) ② 水田における畑作物等の転換に向けた支援	(略) ②は畑作物等転換型に限る		イ 産地形成 支援事業	① (略) ② 水田における畑作物等の転換に向けた支援	(略) ②は畑作物等推進支援水利再編型及び畑作物等転換型に限る
	イ 中心経営 体農地集積促進事業	① (略) ② 水田の樹園地化の促進支援（高収益作物転換加算） ※	(略) (略)		ウ 中心経営 体農地集積促進事業	① (略) ② 水田の樹園地化の促進支援（高収益作物転換加算） ※2	(略) (略)
	(3) (略)	(略)			(3) (略)	(略)	
5 (略)	(略)	(略)		5 (略)	(略)	(略)	

6 農業構造 転換特別対 策事業	農業構造転換 特別対策事業	農地の大区画化及 び担い手への農地 の集積・集約化を 推進	農地集積 促進型に 限る
7 (略)	(略)	(略)	

(削る。)

※ (略)

別表3 (農業経営高度化促進事業及び農業水利施設省エネルギー
化支援事業に係る助成)

区 分	基 準	助成割合	助 成 額
1～3 (略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
6 (略)	(略)	(略)	

※1 畑地帯総合整備型または畑地帯総合整備中山間地域型にお
産地形成促進事業を活用する場合は、高収益作物を新たに導入
積が2ヘクタール（中山間地域等にあつては1ヘクタール）以
上のこと。

※2 (略)

別表3 (助成)

区 分	基 準	助成割合	助 成 額
1～3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 高収益 作物導入促 進型 産地形成促 進事業	高収益作物の 作付面積の増 加割合	基 本	生産基 盤整備 事業等 の総事 業費に 左記の 助成割 合を乗 じた金 額を限 度額と
	5パーセント 以上	0.0625	
	6パーセント 未満		
	6パーセント 以上	0.0750	
	7パーセント 未満		

	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	

	<u>7パーセント以上 8パーセント未満</u>	<u>0.0875</u>	する。
	<u>8パーセント以上 9パーセント未満</u>	<u>0.1000</u>	
	<u>9パーセント以上 10パーセント未満</u>	<u>0.1125</u>	
	<u>10パーセント以上</u>	<u>0.1250</u>	
<u>5 国営かん排事業 (高収益作物導入促進事業)</u>	高収益作物の作付面積の増加割合	基本	国営かん排事業の総事業費に左記の助成割合を乗じた金額を限度額とする。
<u>産地形成促進事業</u>	<u>5パーセント以上 6パーセント未満</u>	<u>0.0520</u>	
	<u>6パーセント以上 7パーセント未満</u>	<u>0.0624</u>	
	<u>7パーセント</u>	<u>0.0728</u>	

	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	

	以上 8パーセント 未満		
	8パーセント 以上 9パーセント 未満	0.0832	
	9パーセント 以上 10パーセント 未満	0.0936	
	10パーセント 以上	0.1040	
6 畑地帯 総合整備型 又は畑地帯 総合整備中 山間地域型 産地形成促 進事業	高収益作物の 作付面積の増 加割合	基 本	生産基 盤整備 事業等 の総事 業費に 左記の 助成割 合を乗 じた金 額を限 度額と する。
	5パーセント 以上 6パーセント 未満	0.0625	
	6パーセント 以上 7パーセント 未満	0.0750	
	7パーセント 以上	0.0875	

	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
	(削る。)	(削る。)	
4 (略)	(略)	(略)	(略)
5 (略)	(略)	(略)	(略)

※1・2 (略)

※3 区分の欄1の事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、担い手農地利用集積率及び集約化加算の判定は、区分の欄1の事業の対象となる農用地面積において行うものとする。

別表4 (農業構造転換特別対策事業に係る助成)

区分	基準			助成割合 (定額)
	大区画化の割合	対策費部分集約率	対策費部分集約化率 農地中間管理権の設定等	

	8パーセント未満		
	8パーセント以上 9パーセント未満	0.1000	
	9パーセント以上 10パーセント未満	0.1125	
	10パーセント以上	0.1250	
7 (略)	(略)	(略)	(略)
8 (略)	(略)	(略)	(略)

※1・2 (略)

(新設)

(新設)

<u>1</u>	<u>1ヘクタール割合が1/2以上</u> <u>50アール割合が1/2以上</u>	<u>85パーセント以上</u>	<u>80パーセント以上</u> <u>90パーセント以上</u>		<u>0.0625</u>
<u>2</u>	<u>1ヘクタール割合が3/5以上</u> <u>50アール割合が1/2以上</u>	<u>85パーセント以上</u>	<u>80パーセント以上</u> <u>90パーセント以上</u>		<u>0.094</u>
<u>3</u>	<u>1ヘクタール割合が2/3以上</u> <u>50アール割合が2/3以上</u>	<u>85パーセント以上</u>	<u>80パーセント以上</u> <u>90パーセント以上</u>	<u>対策費の対象面積に含まれる全ての農用地について農地中間管地検の設定等が行われること。</u>	<u>0.125</u>

注1：受益地域が傾斜地である場合にあっては、それぞれの区分につき下段の基準とすることができる。

注2：農地中間管理権の設定等とは、農地中間管理機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は地域計画の区域内

において農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていることをいう。

注3：農地中間管理権の設定等に係る期間は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する、又は農業経営等の委託を受けている当該事業の対象農用地について、第5の5に規定する農業構造転換推進計画の提出日（以下この注において「計画提出日」という。）から生産基盤整備事業等の完了年度の末日までの間のいずれかの日（以下「設定日」という。）において、農地中間管理機構が有する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間又は設定日において委託を受けている農業経営等に係る委託の期間が15年以上であること。

なお、対策費の対象面積のうち農地中間管理機構が所有権を有する農用地について、計画提出日又は農地中間管理機構が所有権を有することとなった日のいずれか遅い日から起算して15年を経過しない間に農地中間管理機構から所有権が移転された場合又はそれが承継された場合、当該いずれか遅い日から15年以上の期間となる農地中間管理権の設定を行うものとする。

注4：要綱第7の1の提出が行われた日において、区分の欄1の基準を達成している地区にあっては、区分の欄1に規定する事業を実施することはできない。

要綱第7の1の提出が行われた日において、区分の欄2の基準を達成している地区にあっては、区分の欄2に規定する事業を実施することはできない。

要綱第7の1の提出が行われた日において、区分の欄3の基準のうち大区画化の割合、対策費部分集積率及び対策費部分集約化率を達成している地区が、区分の欄3に規定する事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の実施により1ヘクタール割合（受益地域が傾斜地である場合にあっては、50アール割合）、対策費部分集積率又は

対策費部分集約化率のいずれかを増加させなければならない。

注5：区分の欄3に規定する事業を行う地区（第3の12の（3）に規定する場合を除く。）において、次の①から③までのいずれかに掲げる者が、法第87条第5項の規定による土地改良事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過した日の前日までの間に、それぞれ当該①から③までに定める場合に該当するときは、農業構造転換特別対策事業に係る補助金の返還措置を講じるものとする。ただし、注6に掲げる場合を除く。

① 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、若しくは移転した者又は農業経営等の委託をした者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（以下この注において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

ハ 当該農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによって委託された農業経営等の委託又は同条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該場合

における委託された農業の経営の委託の解除をした場合

② 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合

ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

③ 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

注6：注5ただし書に規定する場合は、次の①から④までのいずれかの場合とする。

① 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用又は本事業の計画において予定する用に供する場合

② 当該地区の受益農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合

③ 注5①のハに該当する場合であって、次に掲げる全ての条件を満たす場合

ア 当該農用地について、引き続き、次に掲げるいずれかを満たすこと

(ア) 設定日以降において、農地中間管理権の設定期間及び農地中間管理機構に農業経営等の委託をした期間の合計が15年以上あること

(イ) 機構により所有権が取得されること

イ アの各期間が連続していること又は地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認めること

④ ①から③までに掲げる場合のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

注7：区分の欄に定める各事業を次の表の左欄に掲げる地域において行う場合、助成割合の欄に掲げる数値のうち次の表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる数値に読み替えるものとする。

<u>1 第1の6(1)から(8)までに掲げる地域であって、2から5まで以外の地域</u>	<u>0.0625</u>	<u>0.04125</u>
	<u>0.094</u>	<u>0.058</u>
	<u>0.125</u>	<u>0.075</u>
<u>2 北海道内の地域であって第1の6(1)から(8)までに掲げる地域</u>	<u>0.0625</u>	<u>0.01375</u>
	<u>0.094</u>	<u>0.019</u>
	<u>0.125</u>	<u>0.025</u>
<u>3 北海道内の地域であって2以外の地域</u>	<u>0.0625</u>	<u>0.0375</u>
	<u>0.094</u>	<u>0.056</u>
	<u>0.125</u>	<u>0.075</u>
<u>4 沖縄県</u>	<u>0.0625</u>	<u>0.02</u>
	<u>0.094</u>	<u>0.023</u>
	<u>0.125</u>	<u>0.025</u>
<u>5 奄美群島振興特別措置法（昭和29</u>	<u>0.0625</u>	<u>0.013</u>

年法律第 189 号) に基づく指定地域	0.094	0.017
	0.125	0.02

別表 5 (採択要件)

別紙 1 (水利施設整備事業に係る運用)

第 1 (略)

第 2 事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1～9 (略)

10 農地集積促進型

(略)

(1) (略)

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(5)並びに別表 2 の農業経営高度化支援事業及び農業構造転換特別対策事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(3) 国営かんがい排水事業(農地集積促進型)と併せて、中心経営体農地集積促進事業(別表 2 の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)のイに掲げる事業をいう。以下同じ。)を一体的に実施するもの

11・12 (略)

第 3 (略)

別表 4 (採択要件)

別紙 1 (水利施設整備事業に係る運用)

第 1 (略)

第 2 事業の内容

水利施設整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。

1～9 (略)

10 農地集積促進型

(略)

(1) (略)

(2) (1)の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(3)、(4)及び(5)並びに別表 2 の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち(1)の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

(3) 国営かんがい排水事業(農地集積促進型)と併せて、中心経営体農地集積促進事業(別表 2 の農業経営高度化支援事業の事業種類の欄の(2)のウに掲げる事業をいう。以下同じ。)を一体的に実施するもの

11・12 (略)

第 3 (略)

第4 事業実施主体

1・2 (略)

3 第2の10の事業については、都道府県（指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区、調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等、農業経営高度化促進事業、耕地利用高度化推進事業及び農業構造転換特別対策事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。）

4 (略)

第5 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1～9 (略)

10 農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（別表2の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表5に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

11・12 (略)

第4 事業実施主体

1・2 (略)

3 第2の10の事業については、都道府県（指導事業の事業実施主体は、都道府県、都道府県土地改良事業団体連合会又は土地改良区、調査・調整事業の事業実施主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地所有適格法人等、農業経営高度化促進事業及び耕地利用高度化推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。）

4 (略)

第5 事業の採択要件

水利施設整備事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1～9 (略)

10 農地集積促進型の実施に当たっては、次に定める要件を満たすこと。

(1) (略)

(2) 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、事業開始時（別表2の農業経営高度化支援事業のうち、高度土地利用調整事業を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあつては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）に比べ別表4に示すとおり増加することが確実に見込まれること。

11・12 (略)

第6 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1・2 (略)

3 排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画（地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び輪換畑等への転換計画をいう。）を別記様式第23号により策定するものとする。

4～7 (略)

8 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 中心経営体農地集積促進事業

農地集積促進型において、第2の10の(3)に規定する農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第16号により農地集積促進計画を作成するものとする。

(5) (略)

(6) 農業構造転換推進計画

都道府県知事は、農業構造転換特別対策事業を行うときは、別記様式第17号により、農業構造転換推進計画を作成するものとする。

9 畑作等推進支援水利再編型

第6 計画の作成

水利施設整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるとおりとする。

1・2 (略)

3 排水対策特別型

都道府県知事は、事業実施地区について水田の利活用計画（地域の実情に応じた畑地化計画又は普通畑、樹園地及び輪換畑等への転換計画をいう。）を別記様式第20号により策定するものとする。

4～7 (略)

8 農地集積促進型

都道府県知事は、農地集積促進型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第5項の集積地域整備計画を作成するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 中心経営体農地集積促進事業

農地集積促進型において、第2の10の(3)に規定する農業経営高度化支援事業を行うときは、事業実施主体は別記様式第17号により農地集積促進計画を作成するものとする。

(5) (略)

(新設)

9 畑作等推進支援水利再編型

都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の作付転換整備計画を作成するものとする。なお、作付転換整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1) (略)

(2) 作付転換整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア～オ (略)

カ 農業経営高度化支援事業の概要

(3) 作付転換整備計画の様式は、別記様式第21号によるものとする。

10 簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式第22号による水利施設整備計画とする。

第7 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1～5 (略)

6 都道府県知事は、農地集積促進型において、農業構造転換推進計画の変更があった場合には、7に定める場合を除き、翌年度の11月末日までに地方農政局長等に変更があった旨を、変更箇所を明記した上で、別記様式第18号により報告するものとする。

都道府県知事は、畑作等推進支援水利再編型を実施しようとするときは、次に定めるところにより、令第50条第6項の作付転換整備計画を作成するものとする。なお、作付転換整備計画の目標年度は、農業生産基盤整備事業の完了年度から5年後までのいずれかの年度とすることとし、当該事業の進捗状況に応じて変更することができるものとする。

(1)・(2) (略)

(2) 作付転換整備計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア～オ (略)

カ 産地形成支援事業の概要

(3) 作付転換整備計画の様式は、別記様式第17号によるものとする。

10 簡易整備型

簡易整備型に係る要綱第7の1の農村振興局長が別に定める書類とは、別記様式第18号による水利施設整備計画とする。

第7 計画の変更等

次に定める変更があった場合は、それぞれに定める計画の変更を行うものとする。

1～5 (略)

(新設)

(新設)

7 農地集積促進型における農業構造転換推進計画の変更があつた場合であつて、当該地区において実施する農業構造転換特別対策事業の区分（別表4の区分の欄の区分をいう。）又は当該事業の実施期間の変更を希望する場合には、都道府県知事は、要領本文第5の5の規定に準じ、変更後の農業構造転換推進計画を添付の上、別記様式第18号により、農業構造転換特別対策事業変更承認申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

8 地方農政局長等は、7の規定による農業構造転換特別対策事業変更承認申請書の提出があつたときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の内容の変更を承認すべきものと認めるときは、速やかに都道府県知事に対し、別記様式第19号の農業構造転換特別対策事業変更承認通知書により、当該変更を承認した旨を通知するものとする。

9・10 （略）

第8 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第23号により水田利活用の実績について報告するものとする。また、地方農政局長等が水田利活用計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第30号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その

（新設）

6・7 （略）

第8 事業の達成状況報告

水利施設整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

1 都道府県知事は、排水対策特別型においては、事業完了後速やかに別記様式第19号により水田利活用の実績について報告するものとする。また、地方農政局長等が水田利活用計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第26号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その

達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第23号により地方農政局等に報告するものとする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第24号により事業実施結果を報告するものとする。
- 3 流域治水対策型のうち水田貯留機能向上の取組を実施する場合にあっては、流域治水対策整備計画に定める目標年度の翌年度の6月末日までに別記様式第25号により行うものとする。
- 4 低炭素農業水利システム構築型において、農業水利施設省エネルギー化支援事業を行う場合は、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のために整備した農業水利施設等の供用開始年度から4年度経過後の翌年度の6月末日までに別記様式第26号により行うものとする。
- 5 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第27号により行うものとする。
- 6 農業構造転換推進計画に係る達成状況報告については、次の定めるところにより行うものとする。

(1) 農地集積促進型の農業構造転換特別対策事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度（以下「ハード完了年度」という。）から、当該年度の4月1日から起算して7年を経過した日を含む年度までの間において、毎年度、その達成状況を調査し、当該年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第20号により地

達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第19号により地方農政局等に報告するものとする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、基幹水利施設保全型（法律補助を除く。）においては、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第20号により事業実施結果を報告するものとする。
 - 3 流域治水対策型のうち水田貯留機能向上の取組を実施する場合にあっては、流域治水対策整備計画に定める目標年度の翌年度の6月末日までに別記様式第21号により行うものとする。
 - 4 低炭素農業水利システム構築型において、農業水利施設省エネルギー化支援事業を行う場合は、省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のために整備した農業水利施設等の供用開始年度から4年度経過後の翌年度の6月末日までに別記様式第22号により行うものとする。
 - 5 農地集積促進型においては、集積地域整備計画又は農地集積促進計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第23号により行うものとする。
- (新設)

方農政局長等に報告するものとする。

ただし、ハード完了年度の翌年度から、当該年度の4月1日から起算して6年を経過した日を含む年度までのいずれかの年度において報告された達成状況報告により、別表4の基準の達成が確認でき、かつ、農業構造転換特別対策事業の助成が完了している場合には、当該年度の翌年度以降の達成状況の調査及び報告を行わないことができる。

(2) (1)の結果、農地の大区画化又は担い手への農地の集積若しくは集約化に係る達成状況が十分でない場合には、地方農政局長等は、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

7 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第28号により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第31号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第28号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

8 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第29号により行うものとする。

第9 その他

1・2（略）

6 畑作等推進支援水利再編型においては、作付転換整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第24号により行うものとする。また、地方農政局長等が作付転換整備計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第27号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第24号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

7 簡易整備型に係る達成状況報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに別記様式第25号により行うものとする。

第9 その他

1・2（略）

3 次に掲げる計画は、2の「機能保全計画等」とみなすものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2309号農林水産省農村振興局長通知)第4の4(2)に掲げる機能保全計画

(9) その他地方農政局長等が機能保全計画と同等と認める計画

4・5 (略)

(削る。)

別記様式第5号

1～4 (略)

5. 計画図面(一般平面図及び現行施設主要構造図)

注1) (略)

注2) 対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画の概要(別記様式第6号)等を添付すること。

別記様式第14号

(略)

※1 別紙1第2の9の(1)から(3)の事業を実施する場合、整備

3 次に掲げる計画は、2の「機能保全計画等」とみなすものとする。

(1)～(7) (略)

(新設)

(新設)

4・5 (略)

6 畑作等推進支援水利再編型にあつては、産地形成推進事業の事業実施主体は、作付転換整備計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は作付転換整備計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。

別記様式第5号

1～4 (略)

5. 計画図面(一般平面図及び現行施設主要構造図)

注1) (略)

注2) 対策工事を実施しようとする場合、当該施設に係る機能保全計画等の概要(別記様式第6号)を添付すること。

別記様式第14号

(略)

※1 別記1第9の(3)の事業を実施する場合、整備対象施設が

対象施設が位置付けられた流域治水プロジェクトを添付

- ※2 別紙1第2の9の(2)の事業を実施する場合のみ記載
- ※3 別紙1第2の9の(2)及び(3)の事業を実施する場合のみ記載

別記様式第15号

1～3 (略)

4 担い手の概要

① (略)

② (略)

注：ア～ウ (略)

エ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(2)に掲げる要件を備えた担い手(農業者を除く。)に係る面積等を記入する。

オ (略)

③ (略)

注：ア～イ (略)

ウ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(3)に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

④ (略)

注：ア (略)

イ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(4)に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

⑤ (略)

ア (略)

イ (略)

注：ア～ウ (略)

位置付けられた流域治水プロジェクトを添付

- ※2 別記1第9の(2)の事業を実施する場合のみ記載
- ※3 別記1第9の(3)の事業を実施する場合のみ記載

別記様式第15号

1～3 (略)

4 担い手の概要

① (略)

② (略)

注：ア～ウ (略)

エ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(1)に掲げる要件を備えた担い手(農業者を除く。)に係る面積等を記入する。

オ (略)

③ (略)

ア～イ (略)

ウ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(2)に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

④ (略)

ア (略)

イ. 目標の欄には、要領別記1第1の3の(3)に掲げる要件を備えた担い手に係る面積等を記入する。

⑤ (略)

ア (略)

イ (略)

ア～ウ (略)

5、6 (略)

7 (略)

別記1別表2の区分 の欄の4の事業種類 の欄の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (対象事業費) (千円)	備考

注1：別記1別表2の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「別記1別表2の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合には各々について記入する。

注3・4 (略)

8 (略)

注1：別記1別表2の区分の欄の4の(2)のウの中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2 (略)

別記様式第16号 (略)

別記様式第17号

●●地区における農業構造転換推進計画

1. 地区の概要

都道府 県名	市町村 名	地区名	事業名	主傾 斜	着工 年度	対策	ハ一	全体 受益面	対策費

5、6 (略)

7 (略)

運用別表の区分の欄 の3の事業種類の欄 の事業名	事業実施主体	事業実施期間	活動内容等	総事業費 (対象事業費) (千円)	備考

注1：別表2の区分の欄の4の農業経営高度化支援事業を実施する場合のみ記入すること。

注2：「別表の区分の欄の4の事業種類の欄の事業名」は、事業名がアとイに分かれている場合には各々について記入する。

注3・4 (略)

8 (略)

注1：別表2の区分の欄の4の(2)のウの中心経営体農地集積促進事業を実施する場合のみ記入すること。

注2 (略)

別記様式第16号 (略)

(新設)

						費の 活用 開始 予算 区分	ド 完了 年度	積 (ha)	の 対象面 積 (ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区分（〇〇年度当初予算、〇〇年度補正予算など）を記載すること

2. 農業構造転換特別対策事業の区分

農業構造転換特別対策事業の区分	助成割合

注1：農業構造転換特別対策事業の区分は、別記1別表4の区分の欄に掲げる事業のうち、当該地区において実施する事業の番号を記載すること。

注2：助成割合は、別記1別表4の助成割合の欄に掲げる数値のうち、当該地区において該当するものを記載すること。

注3：要領別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。

3. 農業構造転換特別対策事業の対象区域図（別添）

4. 農地の大区画化に係る計画

(1) 受益面積全体

区分	全体受益 面積 (ha) $\frac{A=B+C}{+D}$	50 a 未満	50 a 以上	1 ha 以上	50 a 以上	1 ha 以上
		の 区画の面 積 (ha) B	1 ha 未満 の区画 の面積 (ha) C	の 区画の面 積 (ha) D	区画の割 合 (%) $\frac{(C+D)}{A}$	上 区画の 割合 (%) D/A
事業実施 前 (○年 度)	田					
	畑					
	そ の 他					
	計					
生産基盤 整備 事業等完 了時 (○年 度)	田					
	畑					
	そ の 他					
	計					

(2) 対策費の対象面積部分

区分	対策費の 対象面積 (ha) $\frac{A=B+C}{+D}$	50 a 未満	50 a 以上	1 ha 以上	50 a 以上	1 ha 以上
		の 区画の面 積 (ha) B	1 ha 未満 の区画の面 積 (ha) C	の 区画の面 積 (ha) D	区画の割 合 (%) $\frac{(C+D)}{A}$	上 区画の 割合 (%) D/A
事業実施 前 (○年 度)	田					
	畑					
	そ の 他					
	計					
生産基盤 整備 事業等完	田					
	畑					
	そ					

了時 (○年 度)	の 他						
	計						

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象面積以外の農用地面積 (ha) $A=B+C+D$	50 a 未満 の 区画の面 積 (ha)	50 a 以上 1 ha 未満 の区画 の面積 (ha)	1 ha 以上 の 区画の面 積 (ha)	50 a 以上 区画の割 合 (%)	1 ha 以 上 区画の 割合 (%)
		B	C	D	$(C+D)/A$	D/A
事業実施 前 (○年 度)	田					
	畑					
	その他					
	計					
生産基盤 整備 事業等完 了時 (○年 度)	田					
	畑					
	その他					
	計					

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

5. 担い手への農地集積・集約化計画

(1) 受益面積全体

区分	全体受益面積	担い手の
----	--------	------

	(ha)	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益 権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作 業 受託面積 (ha)	集約化面 積 (ha)	担い手農 地 利用集積 率 (%)	担い手の 利用集積 面積に占 める 集約化率 (%)
	A	$B = C + D + E$	C	D	E	F	B/A	F/B
事業実施 前 (〇年 度)								
生産基盤 整備事業 等完了時 (〇年 度)								
要件達成 確認 (〇年 度)								
促進計画 の 目標年度 (〇年 度)								

(2) 対策費の対象面積部分

区分	対策費の 対象面積 (ha)	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益 権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作 業 受託面 積 (ha)	担い手の 集約化面 積 (ha)	対策費部 分 集積率 (%)	対策費部 分 集約化率 (%)
							B/A	F/B
	A	$B = C + D + E$	C	D	E	F	B/A	F/B
事業実施 前 (〇年 度)								
生産基盤 整備事 業等完								

了時 (○年 度)								
要件達成 確認 (○年 度)								
促進計画 の 目標年度 (○年 度)								

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、

(1)の表のみ記載すること。

注2：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の 対象 面積以外 の 農用地面 積 (ha) A	担い手の	担い手の	担い手の	担い手の	担い手の 集約化面 積 (ha) F	担い手農 地	担い手の
		利用集積 面積 (ha) B=C+ D+E	所有面積 (ha) C	使用収益 権 面積 (ha) D	基幹3作 業 受託面 積 (ha) E		利用集積 率 (%) B/A	面積に 占める 集約化 率 (%) F/B
事業実施前 (○年度)								
生産基盤整 備事業等 完了時 (○年度)								
要件達成年 度 (○年度)								
促進計画の 目標年度 (○年度)								

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

6. 農地中間管理権の設定等に係る計画

区分	全体受益 面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定等に 係る面積 (ha)	農地中間	農地中間	農業経営	農地中間	備考
				管理権の 設定面積 (ha)	管理機構 の 所有面積 (ha)	等 の 委託に係 る 面積 (ha)	管理権の 設定等の 割合 (%)	
		A	B=C+D +E	C	D	E	B/A	
農業構造転換 推進計画提出 日 (○年○月○ 日)								
翌年度 (○年度)								
翌々年度 (○年度)								
⋮								
生産基盤整備								

事業等完了 年度末日 (○年3月31 日)								
合計								

注1：別記1別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合のみ、
この表を作成すること。

注2：全体受益面積及び対策費の対象面積（A欄）は、年度によら
ずに全体の面積を記載すること（計画変更が無い限り、同一の
数値が記載されることを想定。）。なお、計画変更があった場合
は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、
全体受益面積又は対策費の対象面積（A欄）の数値を変更する
こと。

注3：農地中間管理権の設定面積（C欄）は、区分の欄の各年度に
おいて、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15
年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積を記
載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄につい
ては、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が15年以上の
農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。

注4：農地中間管理機構の所有面積（D欄）は、区分の欄の各年度
において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積
を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄に
ついては、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権
を有している農用地面積を記載すること。

注5：農業経営等の委託に係る面積（E欄）は、区分の欄の各年度
において、農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上と

なるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となっている農用地面積を記載すること。

注6：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積（B欄）が、対策費の対象面積（A欄）と、原則として一致すること。ただし、注7に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。

注7：別記1別表4の注6①又は②に該当する土地にあっては、その面積を備考欄に記載すること。

(別添)

農業構造転換特別対策事業の対象区域図

地区名（事業名）：

事業実施前	事業完了後

注1：対策費の対象面積に該当する区域を枠で囲うなど、対策費の対象面積が分かるように記載すること。

注2：要領別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、その区分ごとの対象区域が分かるように記載すること。

別記様式第18号

(新設)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業構造転換特別対策事業【実施 / 変更】承認申請書

下記の地区において、△△年度当初（補正）予算から、農業構造転換特別対策事業【を実施 / の区分を変更】したいので、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農村振興局長通知）【第5の5 / 別紙1第7の6】の規定に基づき、【農業構造転換推進計画 / 変更後の農業構造転換推進計画】を添えて申請します。

記

事業型	都道府 県名	地区名	所在地	受益面 積	総事業 費	備考
農地集 積促進 型				ha	百万円	

注：水利施設等保全高度化事業実施要領第5の5の規定に基づき申請する場合は、【 】の部分をして左の記載とし、水利施設等保全高度化事業実施要領別紙1第7の6の規定に基づき申請する

場合は、【 】の部分をして/の右の記載とする。

別記様式第19号

(新設)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〔 農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 〕

農業構造転換特別対策事業【実施 / 変更】承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記の地区について、農業構造転換特別対策事業の【実施 / 変更】を承認したので通知する。

記

事業型	都道府 県名	地区名	所 在 地	受 益 面積	総 事 業費	備考
-----	-----------	-----	----------	-----------	-----------	----

農地集積 促進型				ha	百万 円	
-------------	--	--	--	----	---------	--

注:水利施設等保全高度化事業実施要領第5の6の規定に基づき
通知する場合は、【 】の部分の左の記載とし、水利施設等
保全高度化事業実施要領第7の8の規定に基づき通知する場
合は、【 】の部分の右の記載とする。

別記様式第20号

番 号
年 月 日

(新設)

農林水産省〇〇農政局長 殿

北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名

農業構造転換推進計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け
29農振第2703号農村振興局長通知)別紙1第8の6の規定に基
づき、下記の地区について、別添のとおり事業達成状況につい
て報告します。

記

事業型	都道府 県名	地区名	所在 地	受益 面積	総事 業費	備考
農地集積 促進型				ha	百万 円	

(別添)

●●地区における農業構造転換推進計画達成状況報告書

1. 地区の概要

都道府 県名	市町村 名	地区名	事業名	主傾 斜	着工 年度	対策 費の 活用 開始 予算 区分	ハ一 ド 完了 年度	全体 受益面 積 (ha)	対策費 の 対象面 積 (ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区
分（〇〇年度当初予算、〇〇年度補正予算など）を記載するこ
と。

2. 農地の大区画化に係る達成状況の報告

(1) 受益面積全体

区分	全体受益 面積 (ha)	50 a 以上			50 a 以上	1 ha 以 上
		50 a 未満 の 区画の面	50 a 以上 1 ha 未満 の 区画の面	1 ha 以上 の 区画の面	区画の割 合 (%)	区画の 割合 (%)

		$\frac{A=B+C+D}{D}$	積 (ha) B	積 (ha) C	積 (ha) D	$\frac{(C+D)}{A}$	$\frac{D}{A}$
事業実施前 (〇年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基盤整備 事業等完了時 (〇年度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

(2) 対策費の対象面積部分

区分	対策費の対象面積 (ha) $\frac{A=B+C+D}{D}$	50 a 未満 の 区画の面積 (ha) B	50 a 以上 1 ha 未満 の 区画の面積 (ha) C	1 ha 以上 の 区画の面積 (ha) D	50 a 以上 区画の割合 (%) $\frac{(C+D)}{A}$	1 ha 以上 区画の割合 (%) $\frac{D}{A}$
		事業実施前 (〇年度)				

	計						
生産基盤 整備 事業等完 了時 (○年 度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象面積以外の農用地面積 (ha) $\frac{A=B+C+D}{D}$	50 a 未満の区画の面積 (ha)	50 a 以上 1 ha 未満の区画の面積 (ha)	1 ha 以上の区画の面積 (ha)	50 a 以上区画の割合 (%)	1 ha 以上区画の割合 (%)
		B	C	D	$\frac{(C+D)}{A}$	D/A
事業実施前 (○年 度)	田					
	畑					
	その他					
	計					
生産基盤 整備 事業等完 了時 (○年 度)	田					
	畑					
	その他					
	計					

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)

の表のみ記載すること。

3. 担い手への農地集積・集約化に係る達成状況の報告

(1) 受益面積全体

区分	全体受益 面積 (ha) A	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益 権 面積 (ha)	担い手の 基幹3作 業 受託面積 (ha)	担い手の 集約化面 積 (ha) F	担い手農 地 利用集積 率 (%)	担い手の 利用集積 面積に占 める 集約化率 (%)
		B=C+ D+E	C	D	E		B/A	F/B
事業実施 前(〇年 度)								
生産基盤 整備事業 等完了時 (〇年 度)								
要件達成 確認 (〇年 度)								
促進計画 の 目標年度 (〇年 度)								

(2) 対策費の対象面積部分

区分	

	対策費の 対象面積 (ha) A	担い手の 利用集積 面積 (ha) B = C + D + E	担い手の 所有面積 (ha) C	担い手の 使用収益 権 面積 (ha) D	担い手の 基幹3作 業 受託面積 (ha) E	担い手の 集約化面 積 (ha) F	対策費部 分 集積率 (%) B/A	対策費部 分 集約化率 (%) F/B
事業実施 前 (〇年 度)								
生産基盤 整備事業 等完了時 (〇年 度)								
要件達成 確認 (〇年 度)								
促進計画 の 目標年度 (〇年 度)								

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)

の表のみ記載すること。

注2：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象面積以外の農用地面積 (ha) A	対策費の対象面積				担い手の集約化面積 (ha) F	担い手農地の利用集積率 (%) B/A	担い手の利用集積面積に占める集約化率 (%) F/B
		担い手の利用集積面積 (ha) B=C+D+E	担い手の所有面積 (ha) C	担い手の使用収益権面積 (ha) D	担い手の基幹3作業受託面積 (ha) E			
事業実施前 (〇年度)								
生産基盤整備事業等完了時 (〇年度)								
要件達成								

年度 (○年 度)								
促進計画 の 目標年度 (○年 度)								

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

4. 農地中間管理権の設定等に係る達成状況の報告

区分	全体受益 面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定等に 係る面積 (ha)	農地中間	農地中間	農業経営	農地中間 管理権の 設定等の 割合 (%)	備考
				管理権の 設定面積 (ha)	管理機構 の 所有面積 (ha)	等 の 委託に係 る 面積 (ha)		
		A	B=C+D +E	C	D	E	B/A	
農業構造転換 推進計画提出 日 (○年○月○								

日)								
翌年度 _ (〇年度)								
翌々年度 _ (〇年度)								
⋮								
生産基盤整備 事業等完了 年度末日 _ (〇年3月 31日)								
合計								

注1：別記1別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合のみ、この表を作成すること。

注2：全体受益面積及び対策費の対象面積（A欄）は、年度によらずに全体の面積を記載すること（計画変更が無い限り、同一の数値が記載されることを想定。）。なお、計画変更があった場合は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、全体受益面積又は対策費の対象面積（A欄）の数値を変更すること。

注3：農地中間管理権の設定面積（C欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積

を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が15年以上の農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。

注4：農地中間管理機構の所有面積（D欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権を有している農用地面積を記載すること。

注5：農業経営等の委託に係る面積（E欄）は、区分の欄の各年度において、農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となっている農用地面積を記載すること。

注6：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積（B欄）が、対策費の対象面積（A欄）と、原則として一致すること。ただし、注7に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。

注7：別記1別表4の注6①又は②に該当する土地にあつては、その面積を備考欄に記載すること。

5. 農業構造転換特別対策事業による対策費の交付状況

年度		備考
----	--	----

	当該年度						実際の 交付割合 (%)
	の	当初予算	補正予算	対策費	当初予算	補正予算	
	事業費	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	(千円)						
$A = B + C$	B	C	$D = E + F$	E	F	D/A	
農業構造転換 特別 対策事業開始 年度 (○年度)							
2年度目 (○年度)							
⋮							
生産基盤整備 事業等 完了年度 (○年度)							
生産基盤整備 事業等完了年 度の翌年度 (○年度)							

・ ・								
生産基盤整備 事業等完了年 度の7年後 (○年度)								
合計								

助成割合	対策費の交付限度額 (千円)
G	H = Aの合計 × G

注1：当該年度の事業費（A欄からC欄まで）については、生産基盤整備事業等に係る事業費を記載すること。

注2：要領別紙1別表4の区分の欄3による農業構造転換特別対策事業を行う場合にあつては、生産基盤整備事業等完了年度の翌年度以降であつて、農業構造転換特別対策事業に係る助成を行った年度について記載すること。この場合に、行が不足する場合は適宜追加すること。

注3：助成割合（G欄）は、要領別紙1別表4の助成割合のうち、当該地区において該当するものを転記すること。

注4：交付した対策費の合計額（D欄の合計額）が対策費の交付限度額（H欄）を超えないようにすること。

注5：別紙1第7の7の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、当該変更を行った年度の備

考欄に変更を行った旨を記載するとともに、助成割合の欄を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。この場合において、交付した対策費の合計額が、助成割合ごとに算定した対策費の交付限度額の合計額を超えないようにすること。

別記様式第21号～27号（略）

別記様式第28号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
畑作等推進支援水利再編型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第29号（略）

別記様式第30号

番 号
年月日

別記様式第17号～23号（略）

別記様式第24号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
畑作等推進支援水利再編型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第25号（略）

別記様式第26号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

排水対策特別型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別記様式第31号

番 号

年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

畑作等推進支援水利再編型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙1第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別紙2（畑地帯総合整備事業に係る運用）

第1（略）

第2 事業の内容

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

排水対策特別型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別記様式第27号

番 号

年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

畑作等推進支援水利再編型における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別紙2（畑地帯総合整備事業に係る運用）

第1（略）

第2 事業の内容

1・2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(1)・(2) (略)

(削る。)

4・5 (略)

第5 採択要件

(略)

1～2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

(削る。)

(削る。)

1・2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(1)・(2) (略)

(3) 国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元
構改D第532号農林水産事務次官依命通知。以下同じ。)第2
の1の表の事業の分類の欄の特別型のうち高収益作物導入
促進事業(以下「国営かんがい排水事業(高収益作物導入促
進事業)」という。以下同じ。)と併せて、産地形成促進事業
(別表2の区分の欄の4の事業種類の欄の(2)のアに掲げる
事業をいう。以下同じ。)を一体的に実施するもの

4・5 (略)

第5 採択要件

(略)

1～2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 産地形成促進事業を実施する場合は、ア及びイに加
え、面積割合が10%以上となること。

(3) 第2の3の(3)の場合にあっては、(1)及び(2)の規定にか
かわらず、高収益作物の作付面積が、国営かんがい排水事
業(高収益作物導入促進事業)の開始時に比べ次のとおり
増加することが確実と見込まれること。

ア 面積割合が5パーセントポイント以上増加すること。

イ 面積割合が10%以上となること。

第6 計画の作成

(略)

1・2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～オ (略)

(削る。)

(3) (略)

4・5 (略)

6 共通事項

(1)・(2) (略)

(3) 農業経営高度化支援事業

(略)

ア (略)

(削る。)

第7 (略)

第8 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日まで

第6 計画の作成

(略)

1・2 (略)

3 高収益作物導入促進型

(略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～オ (略)

カ 産地形成推進事業の概要

(3) (略)

4・5 (略)

6 共通事項

(1)・(2) (略)

(3) 農業経営高度化支援事業

(略)

ア (略)

イ 高収益作物導入促進型において、第2の3の(3)の場合には、別記様式第8号により産地形成促進事業計画を作成するものとする

第7 (略)

第8 事業の達成状況報告

畑地帯総合整備事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 都道府県知事は、畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型（農業経営高度化支援事業を実施する場合に限る。）においては、生産基盤整備事業等の完了年度の3月末日まで

に、別記様式第8号により行うものとする。

- 2 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）の実施に伴う活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、高収益作物導入促進型においては、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第10号により行うものとする。
- 4 都道府県知事その他事業実施主体は、高収益作物転換型においては、導入促進整備計画の達成状況について、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第11号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。また、地方農政局長等が導入促進計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第12号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第11号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。
- 5 都道府県知事その他事業実施主体は、畑作物等転換型においては、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第12号により（都道府県以外の実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。また、地

に、別記様式第9号により行うものとする。

- 2 都道府県知事は、畑地帯総合整備型（担い手育成対策）及び畑地帯総合整備中山間地域型（担い手育成対策）の実施に伴う活性化計画及び農業経営高度化計画の達成状況について、生産基盤整備事業等に着手した年度から目標年度までの毎年度その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第10号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は、高収益作物導入促進型においては、導入促進整備計画又は産地形成促進事業計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第11号により行うものとする。
- 4 都道府県知事その他事業実施主体は、高収益作物転換型においては、導入促進整備計画の達成状況について、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第12号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。また、地方農政局長等が導入促進計画の達成状況が十分でないとき認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第13号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の9月末日までに、別記様式第12号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。
- 5 都道府県知事その他事業実施主体は、畑作物等転換型においては、導入促進整備計画に定める目標年度の3月末日までに、別記様式第12号により（都道府県以外の実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。また、地

方農政局長等が導入促進整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第 12 号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の 9 月末日までに、別記様式第 11 号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

第 9 その他

1 (略)

2 高収益作物転換型及び畑作物等転換型において、農業経営高度化支援事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。

(削る。)

(削る。)

方農政局長等が導入促進整備計画の達成状況が十分でないと認めるときは、事業実施主体に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとし、事業実施主体は指導を受けたときは、別記様式第 13 号により改善計画を提出するとともに、改善計画の目標年度までの毎年度、その達成状況を調査し、翌年度の 9 月末日までに、別記様式第 12 号により（都道府県以外の事業実施主体は、都道府県知事を経由し）地方農政局等に報告するものとする。

第 9 その他

1 (略)

2 高収益作物導入促進型、高収益作物転換型及び畑作物等転換型において、農業経営高度化支援事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業と一体で申請するものとする。

3 畑地帯総合整備型及び畑地帯総合整備中山間地域型であって、産地形成促進事業を活用する場合にあっては、都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、農業経営高度化計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）の第 2 の 2 の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は農業経営高度化計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。

4 高収益作物導入促進型にあっては、都道府県又は産地形成促進事業の事業実施主体は、導入促進整備計画又は産地形成促進

3～6 (略)

(削る。)

事業計画の内容のうち作付計画の情報について、当該農地が存在する区域を所管する地域農業再生協議会に対して、事業採択通知書の交付を受けた後又は導入促進整備計画若しくは産地形成促進事業計画の変更を行った後、速やかに情報提供を行うこと。

5～8 (略)

別記様式第8号

産地形成促進事業計画

1. 国営かん排事業（高収益作物導入促進事業）の概要

都道府県名	市町村名	土地改良区名	地区名	着工年度	完了年度	目標年度	受益面積(ha)	総事業費(百万円)	主な工事内容

2. 産地形成促進事業の概要

事業実施主体	事業実施期間	事業実施内容	備考

3. 高収益作物の目標年度及び作付計画

※1：「戦略作物」とは、経営所得安定対策等実施要綱第2の6の(1)に掲げる作物をいう。

※2：「畑作物に軸足を置いた汎用化」とは、畑作物として麦・大豆だけではなく野菜等を積

極的に導入し、畑作物からも高収益を得られる農業経営を目指す水田の畑作利用をい

別記様式第 8 号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業

畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い
手育成対策）
達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙 2 第 8 の規定によ
り、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第 9 号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿〕

う。

※ 3：「水田等」とは、高収益作物を導入しない水田をいう。

※ 4：他事業から移行する場合は、移行後の作付面積増加割合を評価するため、移行する直
近の現況作付面積を入力する。

※ 5：完了後 1 年目から目標年度までの項目を記載する。

注 1：2 年 3 作等を行う場合にあっては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載する。

別記様式第 9 号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業

畑地帯総合整備型（又は畑地帯総合整備中山間地域型）（担い
手育成対策）
達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第 8 の規定により、
下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第 10 号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿〕

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名
農業農村活性化計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 (略)
- (1) ~ (5) (略)

※1~4 (略)

(削る。)

注：2年3作等を行う場合にあつては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載。

別記様式第10号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名
水利施設等保全高度化事業
高収益作物導入促進型達成状況報告書

沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿

都道府県知事名
農業農村活性化計画達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- 2 (略)
- (1) ~ (5) (略)

※1~4 (略)

注1：産地形成促進事業を活用する場合に記載。

注2：2年3作等を行う場合にあつては、作付面積・作物を前年・後年のどちらかに記載。

別記様式第11号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名
水利施設等保全高度化事業
高収益作物導入促進型達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2運第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- (1) (略)
- (2) (略)
- (削る。)

2 (略)

別記様式第11号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
高収益作物転換型（畑作物等転換型）達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

- 1 (略)
- (1) (略)
- (2) (略)

産地形成促進事業 助成対象事業費	実施した産地形成 促進事業助成対象 事業内容	備考

2 (略)

別記様式第12号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長經由 農林水産省農村振興局長殿
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

都道府県知事名

水利施設等保全高度化事業
高収益作物転換型（畑作物等転換型）達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第12号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

〔都道府県知事名〕
〔市町村長名〕
〔改良区理事長名〕

高収益作物転換型（畑作物等転換型）における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙2第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別紙3

第1（略）

第2 事業の内容

実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。

1（略）

(1)（略）

(2) 別表6の事業内容における環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水及び冬期湛水（非かんがい期

別記様式第13号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長 殿〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 殿〕

〔都道府県知事名〕
〔市町村長名〕
〔改良区理事長名〕

高収益作物転換型（畑作物等転換型）における達成状況の改善計画について

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり改善計画について提出します。

記（略）

別紙3

第1（略）

第2 事業の内容

実施計画策定事業の内容は、次に掲げるものとする。

1（略）

(1)（略）

(2) 別表5の事業内容における環境用水等とは、環境用水、消流雪用水、防火用水及び冬期湛水（非かんがい期

の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。) 用水を示すものとし、その内容は、用水の取得・再生に係る調査・調整であって、次に掲げるとおりとする。

ア 用水の需要調査

イ 試験通水等に係る協議、操作管理等調整

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

3 施設計画策定事業 (別表 6 の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。)

(1) 一般地区・施設における施設計画策定

ア 実施計画策定

農業用排水施設、小水力等発電施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。

イ 水管理方法の技術的検討

ウ 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成

エ 小水力等発電施設の導入、農業水利施設の省エネルギー化に向けた検討、調査

オ その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等

(2) 重要地区・施設における施設計画策定

重要地区・施設 (以下のアからオに係る地区又は施設をいう。以下同じ。) において、第 2 の 3 (1) アからオに規定する内容を行うもの

ア 施設の集約・再編 (ストックの適正化)

イ 流域治水対策、地震対策

の水田に水を湛えることをいう。以下同じ。) 用水を示すものとし、その内容は、用水の取得・再生に係る調査・調整であって、次に掲げるとおりとする。

(ア) 用水の需要調査

(イ) 試験通水等に係る協議、操作管理等調整

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

3 施設計画策定事業 (別表 5 の事業種類の欄の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。)

(新設)

(1) 実施計画策定

農業用排水施設、小水力等発電施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するものとする。

(2) 水管理方法の技術的検討

(3) 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成

(4) 小水力等発電施設の導入、農業水利施設の省エネルギー化に向けた検討、調査

(5) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等

(新設)

- ウ 省力化整備に取り組む地区
- エ 水土里ビジョンの策定地区
- オ 国営・水資源機構営造成施設

4 (略)

5 高リスクパイプライン

緊急調査事業（別表6の事業種類の欄の(5)に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- (1) 間接的定量調査（水理調査：管路自体の変状（漏水量）、水圧、流量等の調査）
- (2) 直接的定量調査（管内面調査：管路自体の変状（ひび割れ幅、たわみ、ひずみ等）、継手部の変状（開き、ゆるみ等）等の調査）
- (3) その他必要な調査（試掘及び周辺調査等）
- (4) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要領別記様式3-2号に掲げる事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）の作成

第3 (略)

第4 採択要件

実施計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1～4 (略)

5 高リスクパイプライン緊急調査事業を行う場合にあつては、道路下にある口径800mm以上の農業用パイプライン又は近傍で事故が頻発するなど緊急対応が必要な農業用パイプラインであること。

4 (略)

(新設)

第3 (略)

第4 採択要件

実施計画策定事業に係る要綱第6の2の農村振興局長が別に定める要件とは、次に定めるとおりとする。

1～4 (略)

(新設)

第5 計画の作成

実施計画策定事業に係る要綱第7の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるものとする。

1～4（略）

5 事業実施主体は、高リスクパイプライン緊急調査事業を実施しようとするときは、高リスクパイプライン緊急調査事業計画を別記様式第9号により作成するものとする。

第6 計画の変更

物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）があった場合は、第5の計画の変更を行うものとする。

第7 事業採択期間

水利用調整事業の水田農業高収益化推進計画に係る産地推進計画に必要な水利使用の見直しを行う地区の採択期間は令和8年度まで、並びに、小水力発電施設の発電用水の確保に必要な水利使用の見直しを行う地区及び施設計画策定事業の重要地区・施設の採択期間は令和11年度まで、高リスクパイプライン緊急調査事業の採択期間は令和12年度までとする。

第8 事業達成状況の報告

実施計画策定事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

第5 計画の作成

実施計画策定事業に係る要綱第7の農村振興局長が別に定める書類とは、次に定めるものとする。

1～4（略）

（新設）

第6 計画の変更

物価又は労賃の変動によるもの以外の事業費の30パーセント以上の増減（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）があった場合は、第5の計画を変更を行うものとする。

第7 事業採択期間

実施計画策定事業の採択期間は、令和7年度までとする。

第8 事業達成状況の報告

実施計画策定事業に係る達成状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 事業実施主体は、水利用調整事業においては、事業実施年度の次年度の6月末日までに、別記様式第10号により行うものとする。
- 2 事業実施主体は、水利用高度化推進事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第11号により行うものとする。
- 3 事業実施主体は、施設計画策定事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第12号により行うものとする。
- 4 事業実施主体は、機能保全計画策定事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第13号により行うものとする。
- 5 事業実施主体は、高リスクパイプライン緊急調査事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第14号により行うものとする。

別表 6

事業種類	事業内容
(1) 水利用調整事業	水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等
(2) 水利用高度化推進事業	地域用水機能等を維持・増進する活動支援等
(3) 施設計画策定事業	整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等

- 1 事業実施主体は、水利用調整事業においては、事業実施年度の次年度の6月末日までに、別記様式第9号により行うものとする。
- 2 事業実施主体は、水利用高度化推進事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第10号により行うものとする。
- 3 事業実施主体は、施設計画策定事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第11号により行うものとする。
- 4 事業実施主体は、機能保全計画策定事業においては、事業完了年度の次年度の6月末日までに、別記様式第12号により行うものとする。

(新設)

別表 5

事業種類	事業内容
(1) 水利用調整事業	水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等
(2) 水利用高度化推進事業	地域用水機能等を維持・増進する活動支援等
(3) 施設計画策定事業	整備の計画を策定するための地域の諸条件の現況把握及び概略設計等

(4) 機能保全計画策定事業	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定
(5) <u>高リスクパイプライン緊急調査事業</u>	<u>道路下にある口径800mm以上の農業用パイプライン又は近傍で事故が頻発するなど緊急対応が必要な農業用パイプラインの緊急調査、緊急防災等工事計画書（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項に規定する緊急防災等工事計画に係る計画書をいう。）の作成</u>

別記様式第7号

施設計画策定事業計画

地区名		県名		計画主体		備考
所在地		工期				
調査目的						
調査概要	※注1					
地域等の状況	※注2					
一般地区・施設	※注3					
重要地区・施設	※注4					
事業内容	事業内容	数量	費用負担（千円）			
			国費	県費	市町村費	

(4) 機能保全計画策定事業	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画の策定
(新設)	(新設)

別記様式第7号

施設計画策定事業計画

地区名		県名		計画主体		備考
所在地		工期				
調査目的						
調査概要	※注1					
地域等の状況	※注2					
(新設)	(新設)					
(新設)	(新設)					
事業内容	事業内容	数量	費用負担（千円）			
			国費	県費	市町村費	

--	--	--	--	--	--	--	--

※注1) 別紙3の第2の3の(1)のウについては、実施する項目毎について記載するとともに、魚道の概略設計、協議会、啓蒙普及等を行う場合はその内容についても記載する。

※注2) 別紙3の第2の3の(1)のウについては、対象となる河川や農業水利施設の状況やその規模、また魚道に関する河川管理者等からの要請がある場合はその内容も記載する。

※注3) 一般地区・施設については、別紙3の第2の3の(1)のア～オの該当項目を記載する。

※注4) 重要地区・施設については、別紙3の第2の3の(2)のア～オの該当項目を記載し、その事業構想や該当する根拠が分かる資料を添付する。

別記様式第9号

高リスクパイプライン緊急調査事業計画

(1) 対象施設一覧※1

施設名	造成年度	種類※2	規模※3	水路延長※4	管理主体	備考

※1: 必要に応じて項目数を増減させること。

※2: 種類とは、土地改良事業計画書の主要工事計画の工種区分とする。

--	--	--	--	--	--	--	--

※注1) 運用第2の3の(3)については、実施する項目毎について記載するとともに、魚道の概略設計、協議会、啓蒙普及等を行う場合はその内容についても記載する。

※注2) 要領第2の3の(3)については、対象となる河川や農業水利施設の状況やその規模、また魚道に関する河川管理者等からの要請がある場合はその内容も記載する。

※注3) 要領第2の3の(1)～(4)の番号を記載する。

(新設)

(新設)

※3：規模とは、水路の通水量（ m^3/s ）、頭首工は取水量（ m^3/s ）、揚水機及び排水機は揚水量（ m^3/s ）、樋門及び水路は通水量（ m^3/s ）

※4：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(2) 調査概要等

調査目的						備考
緊急調査の概要		※5				
緊急性・必要性		※6				
事業内容及び費用負担	調査内容	数量 (管種、 口径)	費用負担（千円）			
			国費	県費	市町村費	計
	※7	※8				

※5：以下の①～③の調査内容を参考に本事業で実施する調査の概要を記載

①水理調査：管路自体の変状（漏水量）、水圧、流量等の調査

②管内面調査：管路自体の変状（ひび割れ幅、たわみ、塗装

の劣化腐食等)、継手部の変状(開き、ゆるみ、抜け、漏水等)等の調査

③管外面調査、周辺調査：管路自体の変状(ひび割れ、管厚、カバーコートモルタルの腐食等)、周辺の地下水質、土壌等の調査

※6：パイプラインの現状(老朽度、事故履歴等)、事故発生時の影響(農業者、第三者への影響等)、周辺環境状況等による調査実施の緊急性、必要性について記載。

※7：具体的な調査内容を記載。

※8：調査延長を記載し、括弧に管種、口径を記載。

(3) 計画図面(一般平面図及び現行施設主要構造図)

別記様式第10号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

令和〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記(略)

別記様式第9号

番 号
年月日

農林水産省〇〇農政局長 殿

(北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

令和〇〇年度 水利用調整事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記(略)

別記様式第11号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇土地改良区理事長名

〇〇市町村長名

水利用高度化推進事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記(略)

別記様式第12号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

市町村町名

土地改良区理事長名

施設計画策定事業達成状況報告書

別記様式第10号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇土地改良区理事長名

〇〇市町村長名

水利用高度化推進事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記(略)

別記様式第11号

番 号
年月日

(都道府県知事経由)

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

市町村町名

土地改良区理事長名

施設計画策定事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第13号

番 号
年月日

（都道府県知事経由）

農林水産省〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

市町村町名

土地改良区理事長名

機能保全計画策定事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の別紙3第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第14号

番 号
年月日

（都道府県知事経由）

農林水産省〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

別記様式第12号

番 号
年月日

（都道府県知事経由）

農林水産省〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

市町村町名

土地改良区理事長名

機能保全計画策定事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記（略）

（新設）

都道府県知事名
市町村町名
土地改良区理事長名

高リスクパイプライン緊急調査事業達成状況報告書

水利施設等保全高度化事業実施要領の運用第8の規定により、下記のとおり事業達成状況について報告します。

記

1. 事業実施主体及び地区名
2. 事業内容

(1) 事業実施概要	事業内容	施設名	構造及び規模
(2) 実施調査内容			
(3) 調査結果の概要及び評価			
(4) 緊急防災等工事計画書内容※			
(5) その他			

※緊急防災等工事計画書については、緊急調査を実施後、事故の兆候が認められ、本事業において当該計画書を作成する場合に記載する。

附 則

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領別記1の第2の3、第3の6及び9並びに第4の1、別表2の4、別表3、別紙1の第2の11及び第9の6、別紙2の第2の3並びに第9の3及び4並びに別記様式7及び8について、令和7年度以前に要綱第7の申請が行われた地区及び本要領別記1の第4の4に基づき調査等に着手した地区については、なお従前の例によることができる。
- 3 この通知による改正後の本要領別表2の1の(10)、5及び6並びに別紙3の第2の1から5までに掲げる事業の採択を希望する場合にあつては、要綱第7の1の規定にかかわらず、当該事業の令和8年度の採択を希望する場合の事業採択申請書等の提出期限は、令和8年10月末日までとする。